

現場での安全管理徹底、  
事故防止意識の向上をはかり  
現場労災事故撲滅を目指そう!!

# 建設長崎

November  
No.677  
2021年11月15日  
1部20円 組合員の購読料は組合費に含まず  
印刷●株昭和堂 TEL 095-821-1234

発行●長崎県建設産業労働組合 〒852-8021 長崎市城山町17番58号 TEL 095-862-7121 FAX 095-862-5281 http://www.kensetunagasaki.org/ 発行責任者●若杉孝雄 編集人●古井宏樹

## 長崎県へ中小建設業者・職人の 仕事と暮らしの改善を要請

### 受注機会増、適正な賃金の支払い・工事単価設定、 リフォーム助成事業拡充、担い手育成を求めよう!

十月二十九日、組合は、中小建設業協会と共に長崎県に対し「中小建設業者・職人の仕事と暮らしの改善」に関する要望書を提出。  
県からは平田副知事他十名、組合・協会からは田上委員長、北村協会長他十四名が出席。

北村会長から平田副知事に要望書を手渡し、田上委員長が要望内容の趣旨を説明。建設現場で働く中小建設業者への配慮を求めた。要望書に盛り込まれたのは①中小建設業者への工事発注に関する要請②公共工事発注に関する要請③中小建設業者への工事発注に関する要請④住宅の四項目。



△要望を行う田上委員長

さらに工事発注における適正単価に関する要請では、最低制限価格の更なる引き上げ、小規模工事における単価の割増し等、適正単価での発注を求めた。  
住宅リフォームに関しては、「子育て応援住宅支援事業」や「長崎県耐震・安心住まいづくり支援事業」の県下一円への浸透と関係予算の拡充を求めた。  
これに対し平田副知事は工事発注について「令和三



△平田副知事へ要望書を手渡す北村会長

公共工事設計労務単価に見合う賃金の支払いに関する要請では、主要十二業種平均単価が長崎県では六・二％増加しているが私たち技能労働者の賃金は七％程度しか上がっていない実情を訴え、積極的な取り組みを求めた。  
「令和元年度から実施している子育て応援住宅支援事業の取り組みが県内すべての市町で行われるよう働きかけていきたい」と回答。  
要望全般に対して、「皆様が仕事をしやすい環境づくりに取り組んでいく」と述べられました。

間の取引適正化が図れるよう指導監督の強化に努めていく」と回答。  
適正単価の設定では、「最低制限価格の引き上げや小規模の建築工事では設計単価の割増しなど行っている」と述べられ、住宅リフォーム助成に関しては、「令和元年度から実施している子育て応援住宅支援事業の取り組みが県内すべての市町で行われるよう働きかけていきたい」と回答。

## 全建総連第62回定期大会

### コロナ対策、全国をWEBで結び開催

十月十五日(金)全建総連第62回定期大会が、昨年引き続き、コロナウイルス感染症対策として、全建総連会館を本会場に全国各県連・組合をWEBで結び開催されました。  
建設長崎からは、田上執行委員長をはじめ本部三役が城山の本部会館より参加。全体では、五三県連・組合から九八七人が参加しました。大会では、報告及び提案された議案が全て承認。役員改選では、新役員として中西孝司中央執行委員長、勝野圭司書記長の他、建設長崎の田上執行委員長が中央執行委員に選出されました。また、組合運動に貢献のあった前任役員の方に感謝状が贈られ、建設長崎の里雄二郎理事が授与されました。



▲WEBにて開催の様子



▲里雄二郎理事

## 第49回衆議院選挙

### ご支援ありがとうございました

第四十九回衆議院議員選挙は十月三十一日に投票票がおこなわれ、組合推薦の彦氏、末次精一氏がそれぞれ候補者のうち、一区の西岡秀子氏が当選。また山田勝彦氏、末次精一氏がそれぞれ協力ありがとうございました。

#### 長崎一区

西岡 秀子氏  
国民民主党 二期目

山田 勝彦氏  
立憲民主党 一期目

末次 精一氏  
立憲民主党 一期目

#### 比例九州



# まちづくり総合住宅フェア

ゆとりある住まい、  
これからの暮らし展

長崎県では、平成三年度「暮らし展」にあわせて「まちづくり総合住宅フェア」を開催

より毎年十月の「暮らし展」に併せて「まちづくり総合住宅フェア」を開催して、住まいに関するイベント・展示などを実施してきました。建設長崎は、(一社)中小建設業協会と共に木製品(ガーデン)の製作体験を中心に活動に参加しています。



本年は、昨年に引き続きコロナ対策として、パネル展示による、「これからの住まいに役立つ情報」の発信をメインに開催されました。昨今の新型コロナウイルス感染症の拡大により日常生活にも大きな影響を及ぼしています。今後は、これまで以上に「安全で快適なゆとりある住まい」が求められていることから、with/Afterコロナの新しい生活様式を見据えた「ゆとりある暮らし、これからの住まい」をテーマに、住まいに関する情報を発信しました。

# 技の祭典・技能まつり

子ども達に技能体験を通してものづくりの楽しさを伝える



コロナ感染が落ち着いた十月三十一日(日)、県立総合体育館で開催された「技能まつり」に、長崎技能士会(建設長崎)として参加しました。事前協議において、徹底した感染対策により会場の変更や各ブースの人数制限など、完全予約制での実施となりました。

当日は、長崎技能士会を代表して、長崎市内の役員四名の方々に協力して頂き、技能体験コーナー「ガーデンニングチェア」の作成補助を行いました。毎年、様々な業種の職人が集い実施されているこのイベントは、体験教室や実演により直接ものづくりに触れることで、その楽しさや技能職に対する理解と後継者を育てる大切な取り組みとなっています。参加した子供達のほとんどは初めて手にする道具や作業に悪戦苦闘していましたが、補助して頂く組合員の優しい指導により、作品を作り上げ喜んでいました。こうした活動を通じて将来の選択肢を与えられるようこれからも頑張ります。

### 【参加者】

- 井手副委員長
- 本多中央支部長
- 福田中央支部長
- 森浦上東副支部長

## ◆現場での労働災害に注意しましょう◆

令和3年9月末時点での長崎県内の労働災害発生状況は、全職種で見ると前年同月に比べ100件以上増加し1226件発生。死亡災害については前年同月比で1件減少となり7件発生しています。

この内、建設業では労働災害が168件、死亡災害が5件発生しており、前年同月比でともに増加しています。特に死亡災害では前年比で4件増えています。

建設業での労働災害発生状況の大半は転落・墜落が原因となっており、作業時における安全具の着用・使用をはじめ、安全管理の徹底、道具類の正しい使用方法、また危険箇所に対する意識の共有(KY活動)などを今一度実施し、現場での労働災害の撲滅に努めましょう。

令和3年 労働災害発生状況

(R3.1.1~R3.9.30)

署別	長崎		佐世保		江迎		島原		諫早		対馬		合計		前年同期比	
	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡
土木工事	13	1	13	1	9	0	8	0	5	0	7	0	55	2	+18	+1
建築工事	35	1	11	0	8	1	4	0	22	1	6	0	86	3	+8	+3
その他の建設	11	0	5	0	4	0	2	0	3	0	2	0	27	0	-5	
合計	59	2	29	1	21	1	14	0	30	1	15	0	168	5	+21	+4

### ◆転倒災害の防止

あらゆる業種で転倒災害が多発しています。現場全体の整理整頓につとめ転倒による災害の予防をはかりましょう。また業務時間中に限らず、通勤中、移動中の転倒もみられるため、就業中の移動箇所をはじめ、段差、階段、開口部などには照明の設置や表示をするなどして安全確保に努め、ながらスマホの禁止、作業に適した服装類についても徹底をおこない、安全安心な環境づくりのための意識高揚に努めるようお願いいたします。

※労災事故には健康保険は使えません!! 労働保険へ加入しましょう。

# 「いい感じな人」が!!

令和三年度 県北振興局優秀工事表彰  
(有)寺田工務店 代表取締役

寺田 孝弘さん (建設長崎副委員長・平戸支部)



県内建設産業の資質の向上を図るため、優れた工事のうち、他の模範となる工事を完成させた企業及び技術者の表彰式が十月八日、県北振興局で開催されました。同局が二十年度に発注した三八〇件の工事の中から、厳選な審査により、優秀工事九件、下請工事一件、優秀若手建設技術者三件が選出され、関係者一人一人に木山勝巳局長より表彰状や記念バッジが手渡されました。



このうち優秀工事表彰の一社として、受注した工事のきめ細かい施工や仕上がりの良さ、全体的な美観に優れる出来ばえのよさが評価され、平戸支部の(有)寺田工務店が表彰を受けました。今後もご活躍されますようご期待します。

## 技能者カードを申請したあとは「登録補助申請」も忘れずに!

今ならキャンペーン期間中につき  
申請料金が全額返ってきます!!!

詳細型でのCCUS技能者登録申請をおこなった組合員を対象に、申請料を全額補助する期間限定『登録推進キャンペーン』を実施します。

対象期間 令和3年10月~12月末

対象 上記期間内に詳細型でのCCUS技能者登録申請をおこなった組合員

申請方法 各支部窓口で「補助申請書」を記入し、必要書類を添付のうえ申請

必要書類 詳細型での登録申請が確認できる書類(次のいずれか)  
①払込受領書《受領印が10/1~12/31の期間であること》  
②支払完了画面の写し

補助金額 1人当たり 4,900円  
(※60歳以上のインターネット申請の場合は4,400円)

- ※令和3年10月以前に技能者登録をされた方は本キャンペーン対象外。
- ※簡略型及び上記期間外に詳細型で技能者登録された方は、2,000円を補助。
- ※10月より「技能者登録カードの写し」は、登録完了後にカードが発行され次第、支部窓口へご提出いただきます。

## 講習会のお知らせ

### ○規矩術講習会

木造軸組工法を学ぶ機会が少ない若年技能者を対象に「規矩術講習会」を開催します。

地区	日程	会場	受講料
長崎	令和3年12月5日(日)、12日(日) 午前9時00分~午後4時00分 (受付開始:午前8時30分より)	建設長崎本部 (長崎市城山町17-58)	2,000円

【対象者】 青年層組合員 (39歳以下)

【定員】 10名

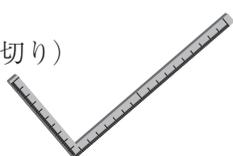
【受付方法】 受講料を持参の上、各支部窓口にて受付

【申込期限】 令和3年11月22日(月) (定員になり次第締め切り)

【内容】 規矩術(基礎講座)

※持参するもの さしがね、筆記用具、大工道具

※出来るだけ2日間参加の事



# 働き方改革!! 対応はすすんでいますか？

2019年 4月 1 日から「働き方改革関連法」が施行され、事業主には労働者の労働時間の管理や時間外労働に対する届出、割増賃金の支払いなどの対応が求められています。建設業においても2024年 4月 1 日より全面適用となることから、事業主には労働者の労働時間の管理や記録が特に重要となってきます。また、労働基準法に違反した場合、罰金などが科されることもあります。更には残業代金の未払いにより労働者から訴えられることなども考えられます。予期せぬ事態につながらないように、早めの対応をしていきましょう。

## 雇用契約書、雇入通知書とは

労働者を雇い入れる際に、雇用（事業）主は労働者に対し、労働条件等について書面による通知が必要です。（書面には法律上、記載しなければならない事項があります）  
労働条件等……雇用期間、仕事の内容、勤務時間、休日、賃金等

## 就業規則とは

雇用（事業）主と従業員との雇に関するルールを事業場ごとに決めたものです。常時10人以上の労働者を使用する雇用主は、就業規則を作成し、所轄の労働基準監督署に届け出をしなければなりません（労働基準法89条）。

## 36協定とは

労働基準法36条に基づき、時間外労働や休日勤務等について、労使間で結ばれる協定のことです。  
会社は法定労働時間（1日8時間、週40時間）を超える時間外労働および休日勤務などを命じる場合、書面による協定（36協定）を結び労働基準監督署に届け出る義務があります。違反した場合、6ヵ月以下の懲役または30万円以下の罰金となります。  
36協定は労働者が1人であっても届け出る必要があります。

## 労働時間とは

労働者が使用者（事業主）の指揮命令下に置かれている時間のことです。  
○労働時間の具体例

労働時間にあたる	労働時間にあたらぬ
○ 全員一斉の朝礼	○ 任意の飲み会
○ 会社の指示した朝の掃除	○ タバコ、お茶の時間
○ 始業前、終業後の後片付け	○ 自主的に参加した研修
○ 手待ち時間、社内研修 等	○ 通勤時間、現場直行の移動時間

### ワンポイント

**移動時間について** 労働時間は使用者（事業主）の指揮命令下の時間をいい、現場に直行であれば、通勤時間と同様に考えられ、労働時間には該当しません。事業所に立ち寄り会社の車両に乗って移動する場合でも、運転者や待ち合わせ時間等を従業員間で決めた場合、労働時間にはあたらないとした判例があります。  
逆に、集合時間を指示し、その日の段取りをし、積み込み作業等をしてからの移動であれば、この移動時間は労働時間となります。  
その現場までの移動を使用者（事業主）が義務付けたかどうかで、労働時間かどうかが決まります。

## 法定時間外労働とは

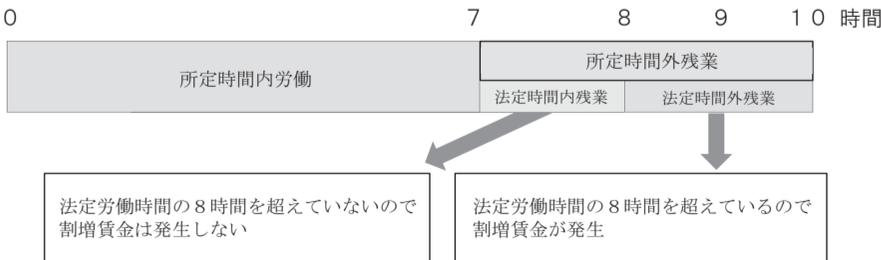
労働基準法で定められた法定労働時間（1日8時間、1週間40時間）を超過した残業。  
（例）1日9時間労働した場合、法定労働時間の8時間を超過した1時間が時間外労働となります。

### ワンポイント

法定時間外労働の上限は、時間外労働と休日労働をあわせて、月45時間、年360時間までです。特別の事情があり労使間で合意した場合においても単月100時間、複数月平均80時間、年720時間の限度を守らなければいけません。

## 所定時間外労働とは

会社が定めた所定労働時間を超過した残業のこと。  
（例）1日の所定労働時間が7時間の会社で8時間労働した場合、所定時間外労働は1時間となります。  
※ただし、法定労働時間の8時間を超過していないので、この1時間は法定時間内残業となり、割増賃金の支払い義務はありません。8時間を超えると法定時間外労働となります。  
※所定労働時間7時間の会社で残業をした場合のイメージ



### ワンポイント

所定時間外労働であっても、法定労働時間を超過していない場合（法定時間内残業）は割増賃金の支払いの義務がないため、法定時間内労働と同じ賃金で問題ありません。また、会社が独自に割増賃金を設定することも可能です。ただし1週間で40時間の労働時間を超過している場合は割増賃金が発生します。

## 年次有給休暇（有給）とは

要件を満たしたすべての労働者に付与される休暇のことで、会社が賃金を支払います。要件は、①雇入れの日から6ヵ月経過していること、②その期間の全労働日の8割以上出勤することで、原則として10日の有給を与えなければなりません。  
有給は1年に限り翌年へ繰り越してできます。  
○付与される休暇の日数

雇入れ日から起算した勤続期間	付与される休暇の日数
6ヵ月	10日
1年6ヵ月（18ヵ月）	11日
2年6ヵ月（30ヵ月）	12日
3年6ヵ月（42ヵ月）	14日
4年6ヵ月（54ヵ月）	16日
5年6ヵ月（66ヵ月）	18日
6年6ヵ月（78ヵ月）以上	20日



### ワンポイント

使用者（事業主）は年10日以上有給休暇が付与されるものに対して、5日以上有給休暇を取得させる義務があります。

## 法定休日とは

労働基準法で定められた労働者の休日のことです。使用者（事業主）は労働者に週に1回、または4週間を通じて4日以上以上の休日を与えなければならないと定められています。  
日曜日を法定休日とする場合、日曜日以外の休日は法定外休日となります。

## 休日労働とは

法定休日および法定外休日にする労働。法定休日労働は休日手当として割増賃金の支払いが発生しますが、法定外休日労働では原則として割増賃金は発生しません。  
ただし、法定労働時間を超過した場合や、深夜の労働の場合は割増賃金となります。

### ■残業時間を確認する際の注意点、正確な残業時間の把握について

所定労働時間が下記のように定められている場合  
（勤務時間 8：00～17：00、休憩 60分、30分×2回）

月	火	水	木	金	土	日
7時間	7時間	7時間	7時間	7時間	法定外休日	法定休日

1日の労働時間は8時間未満、1週の労働時間も40時間を超過していません。実際の実働時間が以下の場合だと、

月	火	水	木	金	土	日
7時間	7時間	7時間	8時間	9時間	7時間	法定休日

月～水は所定労働時間内、木曜日は所定時間外労働、金曜日は法定時間外労働、土は法定外休日労働となります。  
1日単位で見ると、木曜日は所定労働時間を超えています。金曜日は所定労働時間、法定労働時間ともに超えています。  
割増賃金になるのは金曜日の1時間分です。  
次に1週間単位で見ると労働時間の合計が45時間となるので、5時間は法定時間外労働となります。ただしこの5時間には上記の金曜の1時間が重複しているので割増賃金は1時間+4時間の合計5時間となります。

### ワンポイント

割増賃金の計算は、まず1日単位で法定労働時間を超過している時間を計算(A)。次に1週間単位で40時間を超過している時間を計算(B)、その時間から1日単位で見た法定労働時間を超過した時間を差し引いた時間(C)=(B)-(A)の合計が割増賃金となります。  
割増賃金の発生する時間=(A)+(C)

## 割増賃金の計算

割増賃金は割増率を使用して計算します。

$$\text{割増賃金} = \text{残業時間} \times \text{1時間当たりの基礎賃金} \times \text{割増率}$$

### ○割増率

割増の種類	詳細	割増率	深夜割増が加算される場合
■法定時間外	月60時間まで	1.25倍以上	1.5倍以上
	月60時間以上	1.5倍以上	1.75倍以上
■深夜	22時から5時まで	1.25倍以上	-
■休日	法定休日	1.35倍以上	1.6倍以上

日給、月給制の場合はそれぞれの賃金を1日及び1ヶ月の所定労働時間で割った金額が1時間当たりの基礎賃金となります。

## チェックリストに答えてみましょう

- 労働契約書、労働条件通知書、雇入通知書のいずれも作成していない
- 法定三帳簿（労働者名簿、賃金台帳、出勤簿）を整備していない
- 始業と終業の時刻を毎日確認（チェック）していない
- 36協定届を提出していないにもかかわらず、残業をさせている
- 有給休暇を制度として策定していない
- 1日8時間・1週40時間を超える時間を労働者が働いた場合に、残業代を支払っていない



※1つでもチェックが付いた場合、労働基準法に違反している可能性があります。ご注意ください。

## 長崎県建設事業国民健康保険組合指定温泉一覧表

・災害などの影響により現在閉館となっている施設がございます。  
ご確認をお願い致します。

2021.10.1現在

消費税10%	指定温泉名称	利用区分	温泉施設内場所	平日料金 休日料金	規定料金	割引料金 メンバーズカード提示	補助券の額 (温泉券利用)	利用者負担 (自己負担)
長崎・西彼地区	稲佐山温泉アマンディ	大人			830円	▲30円	▲300円	500円
	i+Land nagasaki (旧) やすらぎ伊王島 ※ホテル側の料金改正	大人	ホテル側	平日	800円	▲100円	▲300円	400円
				休日	1,000円	▲100円	▲300円	600円
			しまかぜ	平日	800円	▲100円	▲300円	400円
				休日	1,000円	▲100円	▲300円	600円
	長崎温泉喜道庵 ※R2.1月より料金改正 19:00以降より規定料金割引	大人			1,600円	-	▲300円	1,300円
道の尾温泉	大人			650円	-	▲300円	350円	
県央地区	ゆりの温泉	大人			800円	▲100円	▲300円	400円
	天然温泉&ホットヨガ 諫早もとの湯	大人			670円	-	▲300円	370円
	サンSPA おおむら ゆの華	大人			750円	▲120円	▲300円	330円
	青雲荘	当面の間、閉館となっております。 ※災害の影響で、再開の目途は2022年2月頃です。						
	望洋荘	当面の間、閉館となっております。 ※温泉ポンプの故障により、再開の目途は立っておりません。						
	いいもりの丘	大人			520円	-	▲300円	220円
	国民宿舎 くじゃく荘	大人			600円	-	▲300円	300円
	川棚大崎温泉 しおさいの湯	大人			600円	-	▲300円	300円
	ザ・パラダイスガーデン サセボ(※1)	大人			800円	-	▲300円	500円
	ホテルローレイ ばってんの湯(※1)	大人			700円	▲140円	▲300円	260円
県北地区	はさみ温泉湯治楼	大人		平日	700円	-	▲300円	400円
		大人		土・日・祝	750円	-	▲300円	450円
	鹿町温泉 やすらぎ館 ※令和3年5月1日より	大人			660円	-	▲300円	360円
	平戸たびら温泉 サムソンホテル	大人			900円	-	▲300円 ▲300円 施設負担	一律 300円

※施設独自の割引等により、補助券の使用ができない場合がございます。  
※規定料金にしまして、定期的に確認しておりますが、予告なく変更されている場合がございます。ご確認の際は各温泉施設までお問合せ下さい。

## 所属支部にて お受取り下さい

**重要**

**常備薬セット無償配付  
十一月三〇日で終了**

**長建 国保だより**

長建国保では、被保険者の更新に合わせ、本年四月より「常備薬(感染対策用)セット」を所属支部の窓口にて配付しています。配付対象は、令和二年十二月三十一日現在で加入する組合員世帯で、令和三年三月に被保険者証の郵送更新を受けた世帯が対象です。また、



## あなたと家族を守る

## 特定健診・特定保健指導

### 保健指導で意欲もアップ

これまでの生活習慣を改善することは、1人では思うほど簡単ではありません。その点、特定保健指導ならサポートがあるためおすすめです。



#### 1人でチャレンジすることにしたAさん

やるからには結果を出したいので、「3カ月で-10kg」を目標に設定。運動は苦手なため、食事制限のみで生活習慣改善をスタート。



初日

「-5kg」と、自分でも驚く結果になった。うれしくなって、自分へのご褒美に甘いケーキを買ってしまった。



1カ月後

気づいたら、以前と同じ量を毎日食べている。体重も、スタート時に戻ってしまった。しかし、やせ方はわかっているので焦りはない。



2カ月後

食事制限を再開したが、今回は思うように体重が減らず、生活習慣改善をやめてしまった。来年の健診までには...と思っている。



3カ月後

#### 特定保健指導に参加することにしたBさん

初回面談。もう少しできると思ったが、保健師のアドバイスで確実に達成できそうな「3カ月で-3kg」を目標に設定。毎日10分多く歩くこと、腹八分目にするを約束した。



こんなことでやせるのか不安だったが、続けていたら「-1.5kg」になった。保健師に結果を報告したら、とても喜んでくれた。もう少し歩く時間を増やしてみるつもり。



歩く時間を増やしてみたが、思うように体重が減らなくなってきた。保健師に相談したら、停滞期だからいざれまた減るようになるとのこと。安心したので続ける。



停滞期を脱した後は、順調に体重が減っていき、結果的に目標を上回る「-4kg」になった。今後も続け、来年の健診では特定保健指導の対象にならないようにしようと思う。



被扶養者のみなさん

今年の健診は受けましたか？

### その受けない理由は後悔につながります

健診を毎年受けることで、早期の病気発見につながります。職場健診がある方、そうではない方のみなさんは自分で予約をする必要があるため、注意していないとつい機会を失ってしまいがちです。何かと忙しい毎日ですが、時間を確保して年に一度は健診を受けるようにしましょう。

自分ではわかりません

健康だから受ける必要はないわ

病気に気づいていない

忙しいから、そんな時間ないわ

それは誤解です。

通院の原因となる病気や、不調を訴えた箇所は診てもらえますが、体の状態をすべてチェックしてもらえないので、わからないままです。

健康な検査項目は、多岐にわたります。まだ見つからない病気や発見できることもありますので、受けるようにしましょう。

放置するほうが怖いです

本当に病気にかかっていた場合、発見を先延ばしにすることのほうがリスクがあります。発見が遅くなればなるほど、治療にかかる心身の負担や金銭的な負担が増えていくからです。

不安を感じながら毎日過ごすより、健診を受けて早期に改善するようにしましょう。

将来の時間のことも考えましょう

健診にかかる時間は、1年のうちでたった半日程度です。もし病気になってしまったら、治療のためにもっと長い時間が奪われることとなります。

健康な時間が長いほど、人生を楽しむ時間が生まれます。将来、充実した時間を過ごすため、健診を受けておきましょう。

受けようと思ったら、今すぐ予約を！



年度後半になるにつれ、駆け込みで健診機関は混雑します。このため、健診予約のタイミングが遅くなると、希望する日時の予約がいっぱいで受けられないことがあります。

今、受けようと思っているなら、すぐに予約をとることをおすすめします。後回しにすると、ついっかかり忘れてしまうかもしれませんよ。

## 脳ドックでわかること

脳卒中は日本人の死因の上位に入っているにもかかわらず、通常の健診や人間ドックでは脳の機能や障害を直接調べる検査はほとんど行われていません。脳ドックはMRIやMRAによる画像診断を中心に、脳卒中の予防、脳および脳血管障害の危険因子を早期に発見する目的で実施されています。

#### ◆頭部MRIとは

頭部にさまざまな角度から強力な磁気を当てて撮影し、コンピュータで断層画像化して病変を調べます。  
＜検査でわかる主な病気＞  
脳梗塞、脳内出血、くも膜下出血、脳腫瘍など

#### ◆頭部MRAとは

頭部の血管だけを鮮明に画像化するため、脳血管障害の診断に有効です。  
＜検査でわかる主な病気＞  
無症候性脳梗塞、脳動脈瘤、脳動脈狭窄など

#### ◆こんな方は脳ドックを受けましょう

頭痛やめまいがある、物忘れが気になるなどの自覚症状がある方、高血圧や糖尿病など動脈硬化の危険因子をもつ方、家族の中で脳卒中になった人がいる方は、一度受けておくと安心です。また、人間ドックや健診で基準値を外れていた方は、積極的に受けるようにしてください。